

補装具費支給（修理・再支給）までの流れ

・申請を行うにあたっては、必ず以下の流れをご確認の上、申請してください。
 ・本制度を利用するためには、事前の申請が必要です。下記の「④審査・決定」よりも前に「⑤修理・作製・納品」をした場合は、支給の対象外となり、購入にかかった費用のすべてを自己負担していただくことになります。必ず、支給決定通知書・支給券が届いてから修理・作製等を行ってください。

① 相談

申請を行う前に、必ず田無庁舎の障害福祉課窓口もしくは電話でご相談ください。使用中の装具の状況や故障箇所等について聞き取りを行った上で、必要書類や手続き等についてご案内いたします。

② 申請

「①相談」でご案内した必要書類（以下のチェックがついている書類）をご提出ください。なお、見積書、カタログのコピー等の書類につきましては、補装具業者から市（障害福祉課）に直接お送りいただいても構いません。ただし、必要な書類が揃わないと、③判定又は④審査・決定に進むことができませんので、その場合は補装具業者とよくご調整ください。

- 申請書
- 見積書（補装具業者が作成した西東京市長宛のもの）
- 医師の意見書（身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医が作成したもの）
- 修理不可理由書
- カatalog等のコピー（製品の性能及び価格等の詳細が分かるもの）
- 写真（不具合箇所・使用中の装具）

③ 判定

申請内容（装具の種類等）に応じて、東京都心身障害者福祉センターでの直接判定又は書類判定が必要になる場合があります。判定が必要となる場合、判定に相当の期間を要するため、判定がない場合と比較して決定までに時間がかかります（判定に要する期間については、判定の方法や判定を受ける日の日程調整の状況等により異なります。）。

直接判定…東京都心身障害者福祉センターに来所していただき、判定を受けていただきます。
 書類判定…医師の意見書等の判定に必要な書類を市にご提出していただきます。その後、市から東京都心身障害者福祉センターに書類を送付し、書類にて判定を行います（東京都心身障害者福祉センターへの来所は不要です。）。

④ 審査・決定

必要な書類が揃い次第、申請の内容の審査を行い、支給の可否を決定します。支給が決定された場合、支給決定通知書と補装具費支給券を発行し、送付いたします。審査開始後、通常2～3週間程度で決定・送付を行いますが、申請件数等により、前後する場合があります。また、書類の不備等があった場合は、適切な書類が揃い次第改めて審査を行います。

なお、支給不可となった場合も通知にてご連絡いたします。

⑤ 修理・作製・納品

支給決定通知書と支給券が届きましたら、当該補装具の修理・作製が可能になります。当該補装具が修理完了・納品されましたら、支給券に記名・押印の上、納品業者にお渡しください。自己負担金、超過負担金のある方は、支給券と一緒に納品業者にお支払いください。

※裏面に続きます

自己負担額について

補装具については、品目や機構、部品等ごとに基準額が設定されています。**基準額を超えた分の費用については、超過負担額として全額自己負担となります**（課税状況の如何にかかわらず、全額自己負担となります。）。基準額については、どのような機構や部品等を使用して作成するかによって異なります。そのため、超過負担の有無については、見積書の作成を依頼する補装具業者とよくご調整ください。

また、**購入等にかかった費用（基準額を超える場合は基準額が上限）の1割を自己負担（1月あたり37,200円が負担上限額。）**していただきます。ただし、対象者の属する世帯が非課税世帯（※）の場合は、自己負担はありません（超過負担額は負担していただきます。）。

【自己負担額及び超過負担額の例（基準額が150,000円の場合）】

見積額が200,000円の場合：自己負担額15,000円（基準額の1割）+超過負担額50,000円

見積額が150,000円の場合：自己負担額15,000円（1割）※超過負担額なし

見積額が100,000円の場合：自己負担額10,000円（1割）※超過負担額なし

※世帯の考え方は下記のとおりです。

対象者が18歳以上の場合：対象者とその配偶者

対象者が18歳未満の場合：対象者が属する住民基本台帳での世帯全員

その他注意事項

- ① 対象者が18歳以上の方で、世帯員（本人及び配偶者）の中に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、支給対象外となります（18歳未満の場合は所得要件はありません。）。
- ② 補装具業者の指定はありませんが、市と代理受領に係る契約を締結している業者に限ります。市と契約を未締結の補装具業者を希望される場合、後払いなどの本事業の利用が可能な業者であれば、新たに契約を締結した上で、支給決定を行うことが可能ですが、契約締結後の支給決定となり、通常の手続きよりも期間を要しますので、事前に業者にご確認ください。
- ③ 意見書等の提出が必要な場合、意見書等の作成に係る費用は対象者（申請者）の負担となります。また、不支給となった場合でも、意見書等の作成に係る費用の支払いや書類の返却はできません。

【問合せ・提出先】西東京市健康福祉部障害福祉課障害者支援係（田無庁舎）

〒188-8666 西東京市南町5-6-13

電話：042-420-2804（直通） FAX：042-466-9666